

天草西沿岸 海岸保全基本計画



写真：鬼海ヶ浦（天草町）

平成 17 年 6 月
(平成 27 年 12 月変更)

熊 本 県

はじめに

計画策定の背景

海岸法の改正

昭和 31 年に海岸法が制定され、台風による高潮や高波などから海岸の背後地の人命や財産を防護するために海岸整備が進められてきました。その後、海岸環境への認識の高まりや海洋性レクリエーション需要の増大など社会的ニーズの変化を受け、平成 11 年に海岸法の一部改正が行われました。改正された海岸法では、総合的な観点から海岸管理を行うために、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」が新たに目的として付け加えられました。

また、この改正で国が海岸保全の共通の理念となるべき「海岸保全基本方針」を定めること、基本方針に基づき都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することが義務づけられました。国は平成 12 年 5 月に、「国民共有の財産として『美しく、安全で、いきいきとした海岸』を次世代へ継承する」とした「海岸保全基本方針」を策定しています。

平成 11 年の台風 18 号による高潮災害

また、本県においては、平成 11 年の台風 18 号により八代海湾奥部において高潮が発生し大きな被害を受けました。その悲劇を繰り返さないため、「熊本県高潮対策検討会」において、高潮に対する防災対策のあり方について、検討がなされ熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示されました。

以上のことを受け、熊本県では、熊本県総合計画「パートナーシップ 21 くまもと」と整合を図りつつ、学識経験者、関係市町長、関係海岸管理者、関係住民などの意見を踏まえ、今後、天草西沿岸の海岸保全を実施していくうえで基本となる「天草西沿岸海岸保全基本計画」を策定したものです。

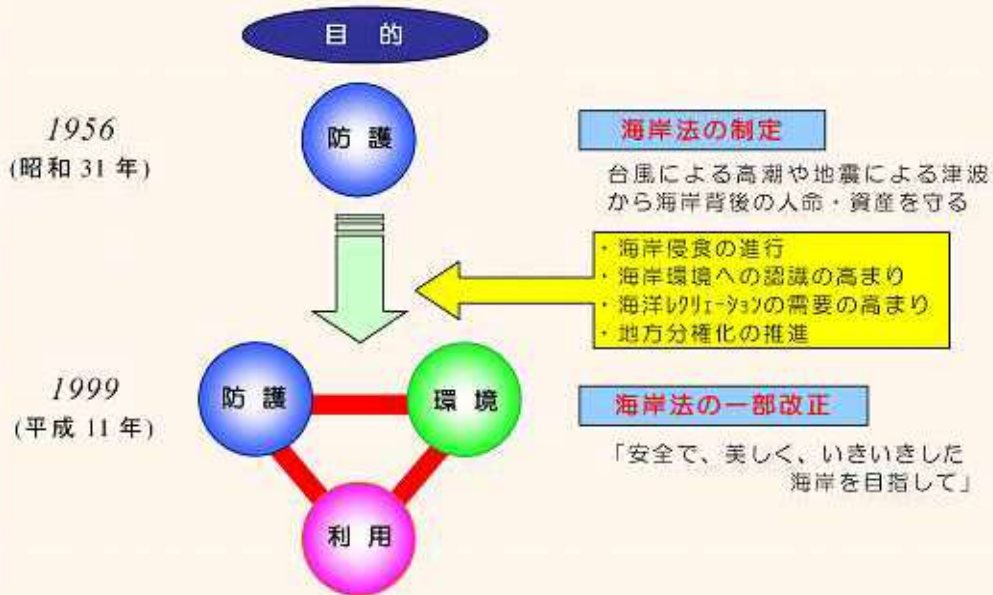
熊本県が目指す海岸づくり

各海岸・地域の個性を活かしながら「誰もが生活しやすい社会を創造する」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、プロセス（過程）を大切にしながら魅力ある海岸づくりに取り組んでいくことが重要であり、また、関係行政機関、関係住民、学識経験者などとのパートナーシップに基づき、計画を実効的・効果的に推進していく必要があると考えています。

今後、安全で社会と自然が共生する海岸を目指して、本計画の基本理念である「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」に一層取り組んで参ります。

計画策定の背景～海岸法の改正

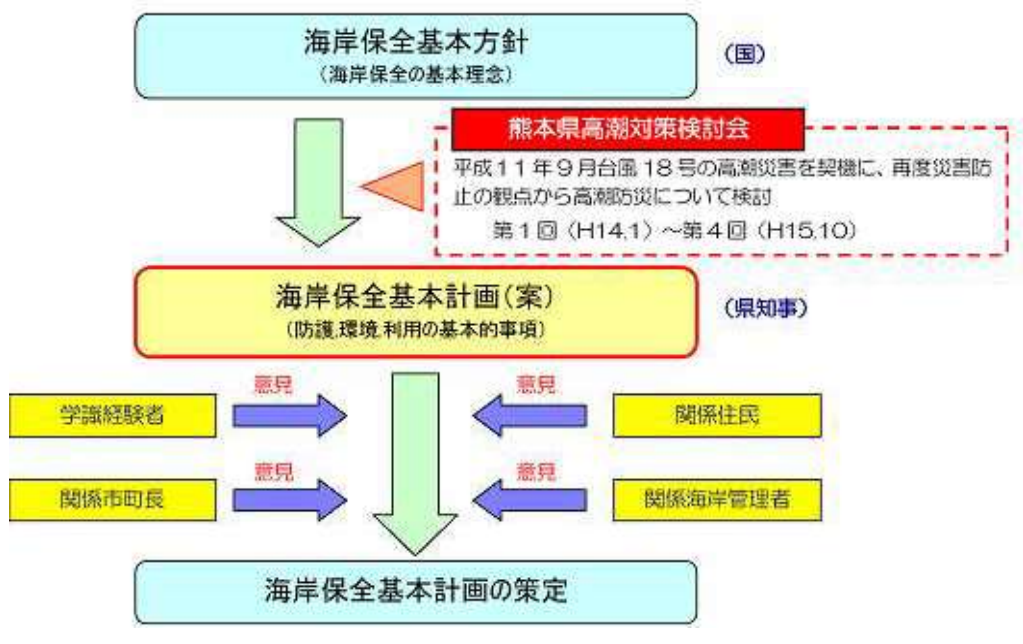
法目的の変化



主な改正事項

- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度を創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張
- 地域に根ざした海岸管理の推進

計画策定の流れ



目 次

第1編 海岸の現況に関する事項	1
1 海岸の概況	2
2 海岸の現況特性	3
(1) 防護面から見た特性	3
(2) 環境面から見た特性	7
(3) 利用面から見た特性	10
(4) 現況特性のまとめ	13
3 海岸の課題	14
第2編 海岸保全の方向に関する事項	17
1 保全に対する基本理念と基本方針	17
2 海岸の防護に関する事項	19
(1) 前提事項	19
(2) 防護の目標「想定最大高潮」	19
(3) 施設整備の目標「沿岸域の特性に応じた適切な整備水準」	20
(4) 侵食対策の目標	21
(5) 防護に関する施策	21
3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	24
4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	25
第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	26
1 海岸保全施設を整備しようとする区域	26
2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	26
(1) 海岸保全施設の種類	26
(2) 海岸保全施設の規模	26
(3) 海岸保全施設の配置	26
3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	26
4 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	27
第4編 海岸保全基本計画の実施に向けて	28
1 関連計画との整合性の確保	28
2 地域住民の参画	28
3 情報収集、公開、共有化	28
4 ハードとソフトが一体となった総合的な海岸保全の推進	28
5 既存施設の有効活用	28
6 計画の見直し	28

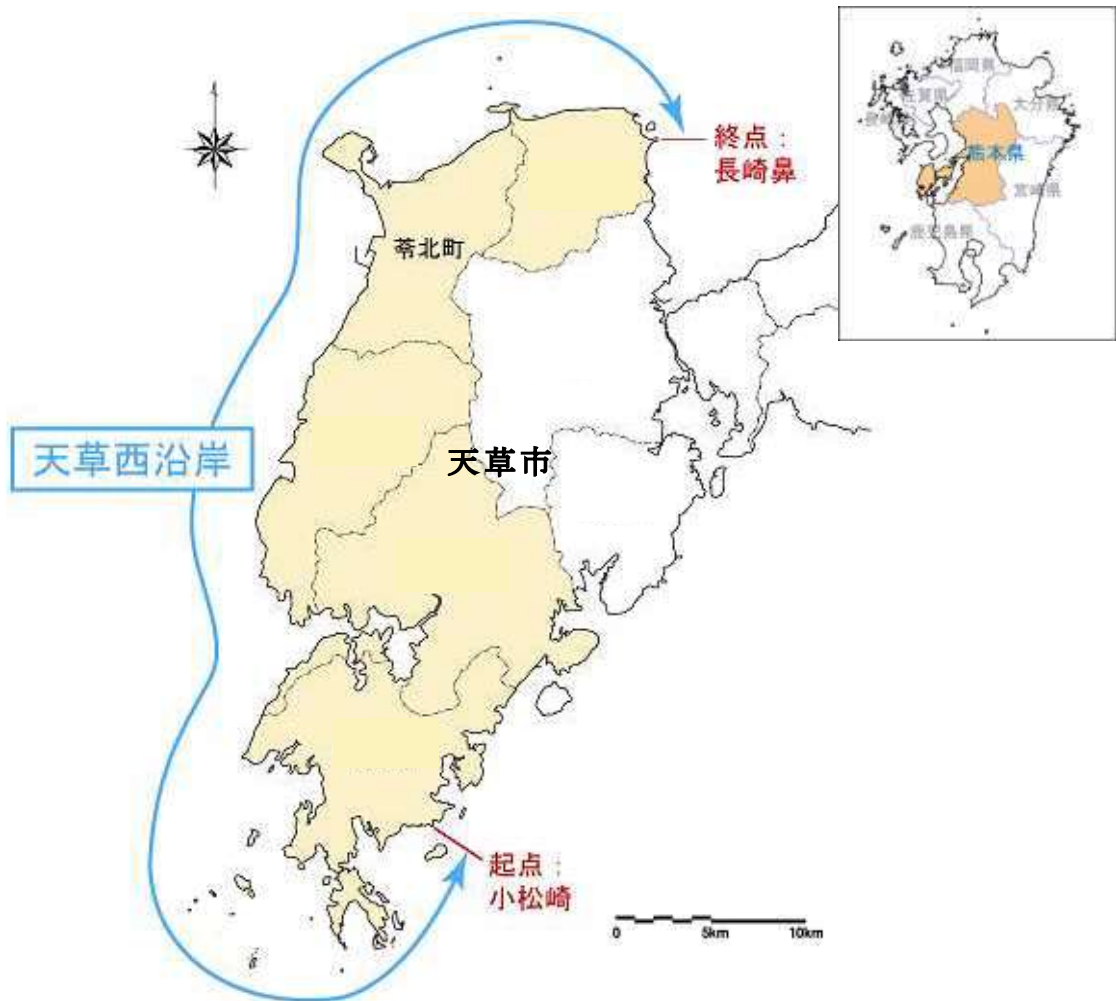
第1編 海岸の現況に関する事項

本海岸保全基本計画を策定する範囲は、国が策定した海岸保全基本方針に基づき、表及び図に示す沿岸域とする。

また、陸域並びに海域の範囲は、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域および一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」とする。

天草西沿岸海岸保全基本計画を策定する範囲

県名	沿岸名	区 域		備 考
		起 点	終 点	
熊本	天草西沿岸	天草市久玉町小松崎地先	天草市五和町長崎鼻地先	



1. 海岸の概況

天草下島の天草市久玉町（小松崎）から天草市五和町（長崎鼻）に至る延長約 220km の天草西沿岸は、天草灘に面し、対馬海流の影響を受けて温暖な海洋性気候の特性を持ち、有明海、八代海の両湾からの流出入水の影響を受けて複雑な海況を示す。また、沿岸漁業などを通じて地域の生活や経済に深いつながりを持つ一方で、台風の襲来が多い地域に位置することから、過去に幾度となく高潮・越波などによる被害を受けている。

海岸線の延長は約 216km で、沿岸には 1 市 1 町（下記参照）が面している。そのうち海岸保全区域延長は、約 114km（約 53%）となっている。（平成 15 年度末、海岸統計）

関係市町
天草市、 （天草郡）苓北町

海岸の特性として、天草西沿岸は、北部を有明海沿岸に、南部を八代海沿岸に接し、全般的に山地が直接海にせまっている急峻な地形を形成しており、有明海、八代海に比して干潟はほとんどない。天草町以南については、特にリアス式海岸が特徴的に認められ、風光明媚な海食崖の景観に優れ雲仙天草国立公園の一部にも指定されている。それら岩礁地帯には藻場が形成され、一部にウミガメが上陸・産卵する砂浜も存在する。また、海中公園に代表されるようにサンゴの群落の存在により、熊本県の主要観光地となっているとともに、海水浴場や釣り場としての利用も一部図られている。

一方で、台風の襲来が多い地域に位置することや卓越した冬季風浪などにより厳しい自然条件下にある。台風時の高潮、冬季波浪時の越波などによる道路の通行止め、浸水被害などが発生しており、一部の海岸では、砂浜の侵食が顕著なところも見られ、防災上の観点から必ずしも十分な安全性が確保されているとは言い難い状況にある。

2. 海岸の現況特性

(1) 防護面から見た特性

○ 地形・地質

全般的に山地が直接海に接する急峻な地形であり、東シナ海の波浪により奇岩が連なる険しい海岸地形を形成している。

沿岸南部は複雑なりアス式海岸、沿岸北西部は岸壁が連なる直線状の比較的単調な海岸となっている。通詞島、富岡では砂州・砂嘴が形成されている。また、羊角湾では、湾奥に泥質の干潟が広がっている。

地質については深成岩や変成岩、白亜紀や古第三紀の堆積岩、火山岩など多様で、変化に富んだ構造からなり、白亜紀の地層をはじめ数多くの化石が産出される地域である。

○ 気象・海象（潮位、波浪、潮流等）

本沿岸は全域が西海型気候区に属し、熊本県で最も温暖で、中でも沿岸部は暖流の対馬海流の影響を受け、海洋性気候の特性が顕著な地域である。

海象特性は概ね外洋性であり、潮位差は概ね約 3.0m 程度である。

波浪は台風時期の高波と冬季風浪が顕著である。波浪の遮蔽域になる羊角湾湾奥部は外海と比較して静穏であるが、内湾でかつ閉鎖性水域であるため、干満の差が大きく、吹き寄せによる海面上昇量も大きくなる。

概ね沿岸の潮流は弱いですが、早崎瀬戸、長島海峡付近の潮流は速い。流向は岸沿いに上げ潮時に北流、下げ潮時に南流する。

○ 背後地の状況

本沿岸には、天草市・苓北町の 1 市 1 町が位置している。

海岸付近における土地利用は、山林面積が大きな割合を占め、平坦な土地がわずかであるため、比較的まとまって土地を確保できるところは海岸付近しかないことから、海岸周辺に宅地などの資産の集積が顕著である。また、海岸沿いには、天草市亀場町から天草市河浦町まで国道 324 号及び国道 389 号が整備されている。

○ 海岸保全施設の整備状況

天草西沿岸の海岸事業は、昭和 30 年代以前から実施されてきたが、保全施設が老朽化している上に天端高も不足している所もあり、台風及び冬季波浪時の越波対策として堤防、護岸などの整備が順次進められてきた。

本沿岸では、昭和 34 年の宮古島台風（14 号）により沿岸一帯が甚大な被害を受けたのをきっかけに、同規模の台風の高潮に対し

ても安全性を確保できる海岸堤防及び護岸の整備・改良が行われてきた。加えて、面的防護方式による海岸保全施設整備を行うと同時に、海浜へのアプローチの容易さを考慮した緩傾斜堤、海洋性レクリエーション需要の増大に対応した人工海浜の整備などを進めている海岸もある。

また、一部の海岸保全施設では、老朽化などに伴う機能低下が懸念される箇所も見られる。



- ①：緩傾斜護岸（高浜港海岸） ②：階段式護岸（富岡漁港海岸）
③：護岸・緑地（砂月海岸） ④：護岸（白木尾海岸）
⑤：消波堤（志岐漁港海岸） ⑥：堤防・消波堤（二浦海岸）

○ 海岸災害の特徴

【高潮・高波】

本沿岸は、襲来回数が多く、山地が海に迫る急峻な地形が多く見られ、そこに主要国道 389 号が並行し、海岸背後の狭い地区に住宅が密集しているため、高潮や風水害、急傾斜地崩壊などの自然災害を受けやすい地域となっている。

本沿岸に大きな被害を及ぼした台風は、昭和 5 年, 34 年, 40 年, 45 年, 46 年, 51 年, 60 年, 平成 3 年, 11 年に来襲した台風があげられる。中でも平成 11 年 (1999 年) の 18 号台風は、八代海沿岸をはじめとする県下全域に大きな爪痕を残し、今後の高潮防災に関するあり方に対する課題を投げかけた。

また、本沿岸は外洋に面していることから、台風期のみならず、冬季の高波浪に伴う越波についても被害が発生している。



本沿岸に高潮災害が発生したときの台風経路



海岸災害の状況 (牛深)



海岸災害の状況 (魚貫崎)

【侵食】

天草西沿岸ではポケットビーチとして小規模な砂浜海岸が存在するが、背後資産を脅かす大規模な海岸侵食は見られないものの、局所的な侵食がみられる箇所があるため、防護機能の低下はもとよりウミガメの上陸・産卵などの環境保全や海水浴などの利用の面から、問題が生じている海岸も見られる。

【津波】

津波については、江戸時代・寛政 4 年に「島原大變肥後迷惑」で有名な対岸の島原半島の眉山の崩落により本沿岸に巨大な津波が来襲し、島原と合わせて死者 1 万 5 千人の大惨事となった。

熊本地方気象台が昭和 6 年に三角検潮所を設置し観測を開始したが、これまでに津波は観測されていない。津波として文献に記録されているものも、眉山の崩壊による津波以外に 3 件しかなく、高潮や高波の記録と比較すると極めて少ない状況である。また、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」で引用されている「日本被害津波総覧」においても、熊本県を含め九州西岸の周辺海域における津波の発生は記述されていない。

○ 海岸防護を取り巻くその他の事項

広域的・長期的な視点から、地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象[※]による周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化、特に海水面の上昇や台風の頻発化・大型化などの防災上の影響が懸念されている。

※ エルニーニョ現象は、太平洋の赤道から南米のペルー沿岸にかけての海域で海面水温が高い状態が続く現象で、同じ海域で海面水温が低い状態が続く現象がラニーニャ現象である。また、インド洋の熱帯域において、東部で海面水温が低くなり、西部で海面水温が高くなる現象がダイポールモード現象である。

(2) 環境面から見た特性

○ 流入河川

本沿岸に流入する河川は、比較的延長の短い中小河川で、急峻な山から海へ直接流出するため、表流水の安定的な利用が困難な地域が多く見られる。

○ 自然海岸

熊本県における自然海岸の延長は、平成 7～8 年の環境庁の調査では 387.9km（全海岸延長の 37%）であり、海岸保全施設の整備などにより自然海岸の割合が低下している（昭和 53 年から平成 8 年にかけて熊本県全域で 41.2km（10%）減少）。

○ 水 質

海域における「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）において、カドミウム、総水銀などの健康項目については環境基準を達成している。COD、全窒素、全燐などの生活環境項目のうち COD については大部分で A 類型（COD:2mg/L 以下など）、一部漁港付近で B 類型（COD:3mg/L 以下など）に指定されている。内湾で閉鎖性水域の羊角湾や、本沿岸でも有明海・八代海の湾口部に位置する一部の海域については、全燐、全窒素の栄養塩類についても II 類型に指定されている。平成 15 年度の海域における水質の環境基準達成状況は全体的に良好であるが、羊角湾などの閉鎖性水域において、富栄養化などによる水質の悪化や赤潮の発生、底質の悪化などが懸念されている。

一方、本沿岸に位置する海水浴場の水質判定は、大部分が AA 判定（ふん便性大腸菌群数:不適出など）となっている。

○ 藻 場

北部の岩礁帯には、ホンダワラ類、クロメ、トサカノリ、ワカメなどの岩礁性の海藻類が分布しており、南部には、ワカメ、トサカノリその他、南方系ホンダワラが分布しているが、近年磯焼けも目立っており、一部漁業者による藻場造成も行われている。羊角湾ではスポット的にアマモ場の生育も見られる。

本沿岸における藻場の生育面積については減少の傾向にある。

○ 干 潟

平成 6 年 3 月の環境庁「海域生物環境調査報告書」によると、羊角湾の湾奥部や富岡、鬼池周辺に見られ、有明海域、八代海域と比べて少なく、すべてが前浜干潟であり、底質は砂～砂泥が主体で一部礫もある。平成元年の環境庁の調査では、また、ゴミの漂着が見られるものの、水の清澄度は高いと記されている。また、

一部に消失した干潟が見られると記されている。(環境庁調べで昭和53年から平成元年にかけて熊本県全域で干潟が310ha(3%)減少)。

○ 動・植物

【動物相】

海生動物は、本沿岸が対馬海流の影響を強く受けており、暖海性の回遊魚や定着性の魚介類が豊富である。

近海にはバンドウイルカも回遊しており、天草市五和町沖の早崎瀬戸周辺ではイルカウォッチングも盛んである。また本沿岸は、富岡・天草・牛深において海中公園が指定されているように、いろとりどりのサンゴが生育している。

希少な生物としては、苓北町富岡の西側、苓北火電北側・南側、白鶴浜、茂串湾周辺、牛深漁港西側の砂浜海岸でアカウミガメが上陸し産卵を行っている。

羊角湾では「レッドデータブックくまもと2004」で絶滅危惧Ⅱ種に分類されているハクセンシオマネキの生息が報告されているほか、貝類などの底生生物についても数多く確認されている。



アカウミガメの上陸・産卵

陸上動物は、九州本島沿岸では見ることの少ない海洋性の鳥類が多く生息し、春秋に九州西岸を移動する旅鳥の貴重な中継地で、野鳥の宝庫といえる。羊角湾の湾奥にある一町田川河口付近の干潟では、多数の野鳥が確認されている。

【植物相】

陸上植生は、全体的にシイ・カシ萌芽林やスギ・ヒノキなどの人工林に覆われている。自然植林としては、南西部の海に迫った崖地にオニヤブソテツ・ハマビワ群集などが生育している。特定植物群落は、富岡半島先端の巴崎砂嘴一帯の県天然記念物ハマジンチョウをはじめ、ヘゴ自生地(天草市河浦町)などもみられる。



苓北町のハマジンチョウ群落

○ 景観・自然公園

本沿岸は、全般的に山地が直接海に接する急峻な地形で、東シナ海の波浪により奇岩が連なる険しい海岸地形を形成している。

海岸景観は、サンゴ礁や岩礁まで透けて見えるほど澄みわたった天草灘と、緑なす島々、荒々しい断崖などが、みごとな多島海風景を造り出している。

名勝および天然記念物の妙見浦、龍仙島（片島）をはじめ、牛深、天草、富岡の海中公園など優れた自然景観を呈している。



良好な海岸景観(妙見浦)

本沿岸の大半は雲仙天草国立公園に指定されているとともに、牛深・天草・富岡は海中公園地区として指定され、神秘的ともいえる海の世界が広がっている。



海中公園のサンゴ

○ 海岸環境を取り巻くその他の事項

本沿岸では、東シナ海に面するため外洋からのゴミや流木などが漂着するとともに、海岸利用に伴うゴミの散乱や不法投棄などに対し、海岸愛護月間（7月）を設け、海岸清掃活動の実施などにより対応している。

また、砂浜海岸については、無秩序な車両乗り入れなどによるウミガメの産卵場や海浜植生などの海岸環境への人為的な影響についても懸念されているほか、海岸侵食などによりそれら生物の生息・生育環境への影響が懸念されているところである。

(3) 利用面から見た特性

○ 背後人口

本沿岸には、天草市・苓北町の1市1町が位置しており、その人口は、平成22年（国勢調査）において約10万人で、県全体の約5.4%を占める。

地域全体の人口は、昭和55年（30年前）と比較すると2割強減少し、地域別にみると特に天草市天草町、牛深町、河浦町が減少している。

本沿岸では、平坦な土地がわずかであるため、比較的まとまって土地を確保できるところは海岸付近しかないことから、海岸周辺の人口集積が顕著である。

○ 歴史・文化

本沿岸の背後に位置する天草地域は、南蛮文化が大きく花開いた地域であり、様々な歴史的・文化的資源が残されている。天草で根付いたキリシタン信仰は、政治的に長い間弾圧を受けながらも代々受け継がれ、キリシタン文化の歴史を現代に伝えている。

また、天草陶石などを用いた窯業は江戸時代以降盛んであり、国の伝統工芸品の指定を受けている。

その他、妙見浦は熊本県の代表的景勝地で、数々の島礁が散在する紺碧の海と、荒々しい岩肌と、木々の緑が見事な調和をみせ、国の名勝および天然記念物に指定されている。



崎津天主堂

○ 沿岸の利用状況

【産業活動（漁業・港湾）】

産業は、地域全体において、第一次産業の就業割合が県全体より高く、地域における農業・漁業への依存度は高い。その他、鉱業（陶石）、電力（苓北発電所）、観光産業なども盛んである。

漁業利用は、牛深漁港、二江漁港、富岡漁港、大江漁港、崎津漁港など、沿岸全体で18の漁港があり、中でも牛深漁港は第三種漁港に指定され県内の漁業基地として利用が盛んである。西岸は外洋性の好漁場であり、漁船漁業、特に、アジ、サバ類、シイラなどを対象とした網漁業が盛んであり、内湾の羊角湾では、浦湾などの静穏域を利用した、マダイ、ブリ、真珠などの養殖業が盛んである。しかし、近年の水産業は、資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の減少と高齢化などが進行し、極めて厳しい状況とな

っている。

また、沿岸に位置する港湾はいずれも地方港湾であり、地域の物流・人流活動を支えている。

【観光・レジャー活動】

本沿岸は、海水浴利用として、砂月・茂串・白鶴浜・富岡など多数の海水浴場がありシーズン時には海水浴客で賑わっている。また、熊本県で唯一「日本水浴場 88 選」に選ばれた高浜港海岸は、白鶴浜海水浴場として美しい海水浴場となっている。

さらに東シナ海に面していることから、西岸付近ではサーフィンなどの利用も見られるとともに、牛深・天草・富岡の海中公園地区ではダイビングなども盛んである。

海岸付近の観光資源は、崎津や大江の天主堂、ロザリオ館、天草コレジョ館などをはじめとする南蛮文化やキリシタン文化の歴史を現代に伝えるものが多く、牛深ハイヤ祭りをはじめとする伝統行事やイルカウォッチングなどのイベントも盛んである。



海水浴利用(砂月)



イルカウォッチング(五和沖)

【海岸利用を取り巻くその他の状況】

沿岸全体としては直立式の護岸や堤防が多いため、水際線に近づくことが困難である海岸の割合が高いが、水際線へのアクセス性の向上のため、階段護岸やスロープなどの整備が実施されている海岸も多数存在している。

駐車場、トイレ、休憩施設などの便利施設が海水浴場などで整備されており、海岸利用者の利便性の向上に貢献している。しかしながら、一部利用者のマナーの悪さによる設備の破損や落書きなどが見受けられる。

なお、本沿岸は豊かな自然環境や歴史文化などの資源を色濃く残すため、体験交流型のイベントなどによる取組みも期待されている。

○ 交通体系

交通は、天草の地理的特性により、旅客船やフェリーなど海上交通が発達している。また、天草空港の開港により福岡都市圏とのアクセスは飛躍的に向上している。陸上交通は、天草市亀場町と天草市牛深町との間を結ぶ国道 266 号が主要幹線道路となっている。海岸沿いには、天草市亀場町から天草市河浦町まで国道 324 号及び国道 389 号が整備されており、夏季の海水浴シーズンは渋滞が激しい。

(4) 現況特性のまとめ

(1) ~ (3) に、天草西沿岸における現況の代表的特性を記載したが、その他も含めて下表のとおり一覧表に整理した。

天草西沿岸の現況特性			
防 護	海岸地形	<ul style="list-style-type: none"> 南部は崖地形のリアス式海岸、北部は比較的単調な海岸 小規模な砂浜が点在、羊角湾奥は干潟 	
	海象特性	<ul style="list-style-type: none"> 全体に外洋性の海域で台風時期の高波と冬季風浪が顕著 羊角湾は閉鎖性海域で波浪静穏域 潮位差は全域約3m程度 	
	背後地状況	<ul style="list-style-type: none"> 西部は牛深・高浜・富岡付近に住居、それ以外は山地 羊角湾は海岸付近に住居・道路、湾奥部に低平干拓地 北部は海岸付近に住居・道路 	
	主な海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> 全般に護岸が多いが、西部の一部で階段護岸・養浜 羊角湾奥部の干拓地は堤防 海岸保全施設は一部老朽化 	
	主な海岸災害	<ul style="list-style-type: none"> 西部・北部は高波による越波、一部で侵食 羊角湾は高潮懸念 	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化や周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化 	
環 境	主な流入河川	<ul style="list-style-type: none"> 二級河川で中小河川がほとんど、背後急峻のため延長短い 	
	海域の水質 (類型指定状況等)	<ul style="list-style-type: none"> 大部分がA類型で、一部漁港付近がB類型 羊角湾や有明海・八代海の湾口部付近の海域は、全窒素・全燐も類型指定 現在は水質環境基準の達成状況は良好 羊角湾で有雪赤潮の発生が見られる 	
	藻場	<ul style="list-style-type: none"> 西部・北部は全域に岩礫性藻場が分布 羊角湾は、スポット的に海草類が生育 藻場は全体的に減少傾向 	
	干潟	<ul style="list-style-type: none"> 他沿岸に比較して干潟の分布はわずかで、羊角湾奥部、富岡、鬼池など若干 干潟は減少の傾向、底質の悪化 	
	注目すべき動物	<ul style="list-style-type: none"> 西部はウミガメ上陸・産卵、サンゴ礁分布 羊角湾は干潟に飛来する鳥類など 北部はイルカなど 	
	注目すべき植物	<ul style="list-style-type: none"> 富岡のハマジンチョウ群落 牛深市須口・高浜のコウボウムギ群落 	
	海岸景観	<ul style="list-style-type: none"> 西部は奇岩が連なり、名勝・天然記念物が存在 羊角湾はリアス式海岸、溺れ谷 北部は比較的単調な海岸景観 	
	自然公園等	<ul style="list-style-type: none"> 西部・羊角湾は雲仙天草国立公園に指定 西部の富岡・天草・牛深は海中公園に指定 	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 外洋からのゴミや流木の漂着 車両乗り入れやゴミの不法投棄の心ない行為 	
利 用	背後人口	<ul style="list-style-type: none"> 西部は牛深・高浜・富岡付近に集中 羊角湾はリアス式海岸の入江部分に比較的集積、湾奥低平地 北部は海岸背後の狭い範囲に分布 	
	歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> 南蛮文化やキリシタンの歴史などが色濃く残る 妙見浦などの天然記念物 海岸線に縄文時代から古代の遺跡が分布する 	
	沿岸の 利用状況	産業活動	<ul style="list-style-type: none"> 西部は観光産業、鉱業（陶石）、苓北火力発電所 羊角湾は観光産業、農業など
		漁業・水産業	<ul style="list-style-type: none"> 西部は外洋型の好漁場、まき網・小型底曳網・定置網等の網漁業が盛ん、牛深は県内最大の漁業基地 羊角湾は浦湾を利用したブリ、マダイなどの魚類養殖や真珠養殖などが盛ん 北部は磯根を利用した採貝・採藻、一本釣り延縄 水産資源の減少
		観光・レジャー活動	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県内でも海洋レジャーの盛んな地域 海水浴、サーフィン、ダイビング（海中公園）、釣り、イルカウォッチングなど
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 堤防・護岸が多く海浜へのアクセスが十分でない海岸有 一部で、海岸利用者のマナーが悪く、漁業者や地区住民とトラブル発生 		
交通	<ul style="list-style-type: none"> 山地が海に迫るため、西岸の南部を除き海岸線沿いに道路が走る 牛深、富岡、鬼池で海上交通（フェリー・旅客船）が就航 天草空港 		

3. 海岸の課題

天草西沿岸の現況特性などから、特に海岸に対する影響が大きい項目について、防護面・環境面・利用面における課題を抽出した。

【海岸の防護に関する課題】

- ・天草西沿岸は、全体に山地が海に迫っているため、海岸背後に多くの人口・資産（住居・道路など）が集積している。
- ・台風の常襲進路に位置し、外洋に面しているため、台風時期の高潮・高波に加え冬季風浪に伴う越波や侵食などの被害が懸念される。但し羊角湾は内湾で閉鎖性水域であるため、干満の差が大きく、吹き寄せによる海面上昇量も大きくなる。
- ・天草西沿岸の砂浜海岸については、背後資産を脅かす大規模な海岸侵食は見られないものの、局所的な侵食がみられる箇所があり、防護機能の低下はもとより環境保全や利用の面からも問題となっている。
- ・広域的・長期的な視点から、地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象なども含めた周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化、特に海水面の上昇や台風の頻発化・大型化などの防災上の影響が懸念されている。
- ・施設整備による防災対策には限界があるため、防災情報の収集・提供や避難体制の強化などによる防災・減災の必要性が生じている。
- ・これまでの海岸保全施設の整備により一定の安全性は確保されているものの、新たに整備が必要な箇所や、施設の老朽化などに伴う機能低下が見られ、対応が必要な箇所もある。
- ・熊本県の近海における津波発生の可能性、規模などについて検討が必要である。

【海岸環境の整備及び保全に関する課題】

- ・水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟や藻場、砂浜などが減少している。
- ・海岸保全施設の整備などにより自然海岸の割合が低下している。
- ・広く分布する岩礁性の藻場、羊角湾奥部などに広がる干潟、ウミガメが上陸・産卵する砂浜、サンゴ群落などの多様な生物の生育・生息場及び貴重な動物・植物など自然環境に配慮する必要がある。
- ・雲仙天草国立公園の指定地域、牛深・天草・富岡の海域公園に代表される優れた自然景観に配慮する必要がある。
- ・天草西沿岸は良好な水質環境を呈しているものの、羊角湾などにおける一部内湾域の水質・底質の悪化が懸念されている。
- ・良好な海岸環境を保全するため、海浜への車両の乗り入れ、ゴミの不法投棄、その他海岸環境を損なう心ない行為、外洋からのゴ

ミや流木などへの漂着などについても対応が必要である。

- ・ 従来、土砂管理について山地、河川、海岸などを個別に考えてきたが、水系一貫した土砂の管理・制御の考え方が必要となってきたと同時に、環境負荷、栄養塩などについても同様に水系一貫の考え方が必要となってきた。
- ・ 地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象なども含めた周期的な気候・海洋変動などを要因とする、気温、海水温の上昇や降水などの気候パターンの変化、さらには海面の上昇などが予想されており、これらの環境変化が及ぼす干潟をはじめとする生態系への影響が懸念される。

【海岸における公衆の適正な利用に関する課題】

- ・ アジ、サバ類、シイラなどを対象とした網漁業や、マダイ、ブリ、真珠などの養殖業が盛んであるが、一方で水産資源の減少も見られるため、漁業への配慮が必要となる。
- ・ 天草西沿岸は、海水浴・サーフィン・釣り・ダイビング・イルカウォッチングなどの海洋レジャーが盛んであり、南蛮文化やキリシタン関連をはじめとした観光資源・史跡・祭事などが数多く存在しており、海岸や地域の特性に応じた、多様な海岸利用や文化財保護への配慮が必要となる。
- ・ 多様化する海岸へのニーズに対し、沿岸は堤防、護岸が多く、海岸へのアクセスが十分ではないところがある。
- ・ 海岸利用者と地域住民、漁業者などの中でのトラブルの発生や、一部海岸利用者のマナーの悪さが見受けられるため、ルールづくりなどの対応が必要である。

天草西沿岸の課題

防 護

- 全体に山地が海に迫り、海岸付近に住居・道路等が集積
- 羊角湾は閉鎖性水域（干満差が大、吹き寄せによる海面上昇が大）
- 高潮・高波（台風・冬季風浪）による被害の発生、局所的な侵食への要対応
- 地球温暖化や周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化
- 施設整備による防災対策の限界
- 海岸保全施設の老朽化等

など

- アジ、サバ、シイラ等の網漁業やタイ、ブリ、真珠等の養殖業が盛んであり、それら漁業への要配慮

- 水産資源の減少

- 海水浴・サーフィン・釣り・ダイビング・イルカウォッチング等の海洋レジャーをはじめ、多種多様な海岸利用への要配慮

- 海岸沿いに集積する観光資源・史跡・祭事（南蛮文化やキリシタン関連等）への要配慮

- 堤防、護岸が多いことによる海浜や干潟へのアクセスの悪さ

- 海岸利用者と地域住民、漁業者等とのトラブルの発生、マナーの悪さ

など

環 境

- 干潟・藻場・砂浜の減少
- 自然海岸の割合低下、施設による自然環境への影響が見られる海岸あり
- 広く分布する岩礁性藻場、羊角湾奥部等の干潟、ウミガメが上陸・産卵する海浜、サンゴ礁、貴重な動物・植物など自然環境の要配慮
- 雲仙天草国立公園、海中公園など優れた自然景観の要配慮
- 羊角湾における水質、底質の悪化
- ゴミの不法投棄や車両乗り入れ等の問題
- 外洋からのゴミや流木の漂着
- 水系一貫の土砂管理、栄養塩や環境負荷

など

利 用

注：課題は単純に「防護」、「環境」、「利用」の分野に分類出来ず、複数の分野にまたがる課題も多い。よって、分野の重複をイメージする為に各円は重なっている。

第2編 海岸保全の方向に関する事項

1. 保全に対する基本理念と基本方針

海岸は海と陸と大気が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、様々な利用の要請があるため、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもある。このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これまでの海岸保全では、人命や財産を災害から護ることを中心に取り組み、結果として、防護の面で大きな効果を発揮したが、一方で自然環境への負荷につながった側面がある。これからは、社会と自然が共生する海岸を目指し、防護とともに良好な海岸環境の保全・再生と有効に利用できる海岸づくりに取り組んでいくことが重要である。

そこで熊本県では、各海岸、地域の個性を活かしながら、沿岸域全体として防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進することとし、次のとおり基本理念を定めた。

防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進

基本理念に基づき、天草西沿岸の防護・環境・利用における方針を次のように定める。

【防護：海岸の防護に関する基本方針】

平成 11 年 9 月の台風 18 号の災害を踏まえて、高潮や波浪などによる災害から背後地の人命や財産を防護するために、自然環境や海岸利用に配慮しながら、沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づく海岸保全施設の整備や機能維持を引き続き行う。

さらに施設の能力を超えた高潮や波浪などによる災害発生に対処するため、行政と住民が一体となった防災・減災のための仕組みづくりを中心としたソフト対策を進める。

【環境：海岸環境の整備及び保全に関する基本方針】

多様な生物が生育・生息する藻場や干潟、ウミガメが上陸・産卵する砂浜、サンゴの群落などの自然環境や、雲仙天草国立公園の指定区域、牛深・天草・富岡の海中公園に代表されるような良好な海岸景観などの次世代に継承すべき環境の保全と再生に努める。

【利用：海岸における公衆の適正な利用に関する基本方針】

網漁業や養殖漁業をはじめとした各種漁業の生産力の維持・回復に十分配慮し、海水浴やイルカウォッチングなどのレジャー・スポーツ及び憩いの場・学習の場など海岸利用における多様なニーズに対し、地域の文化や歴史を尊重しつつ、自然環境や防護に配慮しながら、多くの人々が有効に利用できる海岸づくりに努める。

（施策の展開）

上記基本方針を受け、熊本県は、海岸保全に関する施策などにより「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全」を推進する。

なお、推進に当たっては、行政機関、地域住民、学識経験者などの連携を図るとともに、防護・環境・利用の施策間の連携により効果的な施策の展開に努める。

※1 ソフト対策：施設整備以外の対策を総称してソフト対策と呼ぶ。
それに対して施設整備をハードもしくはハード対策と呼ぶ。

※2 地域住民：NPO、NGO、町内会、漁業協同組合、水防団など住民により組織された団体も含む。

2. 海岸の防護に関する事項

基本方針に基づき、海岸の防護に関する事項を次のように定める。

(1) 前提事項

○ 熊本県高潮対策検討会

平成 11 年 9 月の台風 18 号の高潮災害を再び繰り返すことのないように、学識経験者、関係省庁機関、マスコミ、病院、消防といった防災関係者からなる「熊本県高潮対策検討会」において、熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示された。その方向性を各沿岸における「防護」の基本方針・施策に反映するなど、検討会の結果を本計画に十分に反映させた。

○ 津波に対する防護

津波の特徴として、発生の予測が難しいこと、津波の規模把握が難しいこと、さらに津波の持つ流体力が著しく大きいことなどがある。

本県においては、津波の発生事例が少ないものの、津波に対しても備える必要があるため、津波高を想定しそれに基づき対応を検討する。

○ 地球温暖化等への対応

地球温暖化に伴う海面上昇などの影響については、「※地球温暖化に伴う海面上昇に対する国土保全研究会」の最終報告（平成 14 年 5 月）を踏まえ、上昇量の推定などの今後の研究結果を注視しながら対応を検討する。

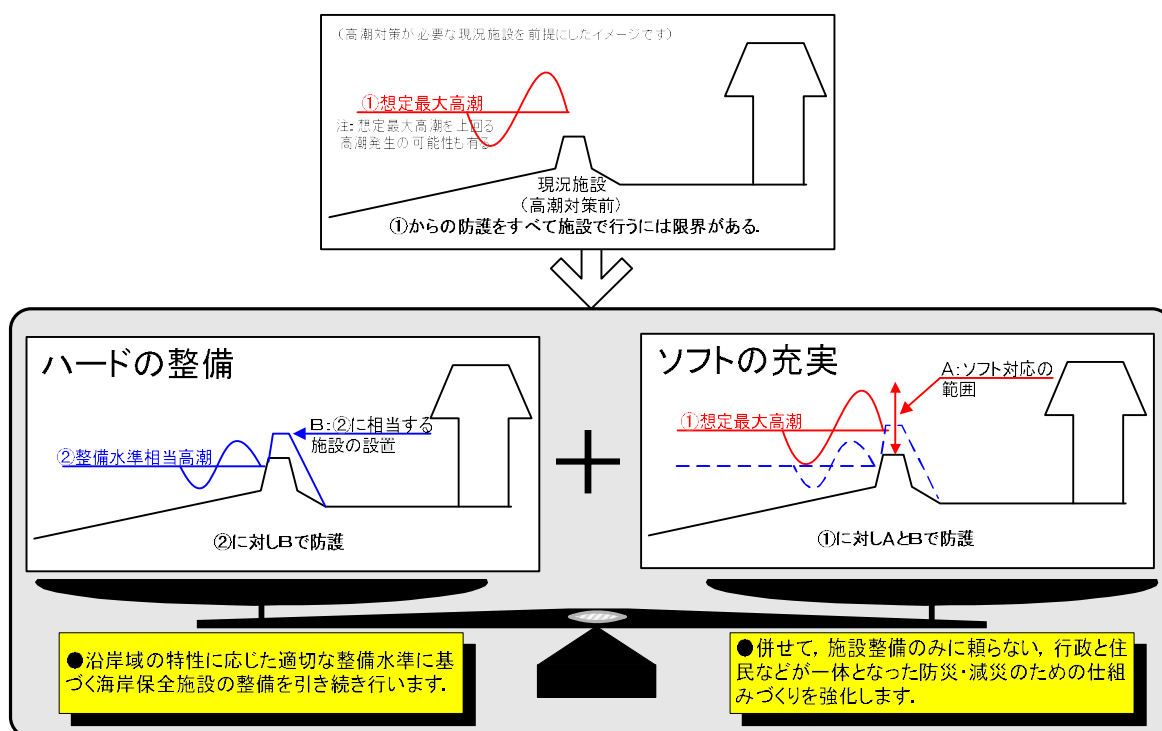
※国土交通省が、平成 13 年 8 月に有識者からなる「地球温暖化に伴う海面上昇に対する国土保全研究会」を設置。地球温暖化に伴う海面上昇に対応した望ましい国土保全のあり方について検討。基本的な考え方や現時点で考え得る施策について取りまとめられている。

(2) 防護の目標「想定最大高潮」

熊本県では、防災・減災を進めるために、防護の目標として「想定最大高潮」※を設定した。「想定最大高潮」とは、熊本県の沿岸域を中心とした過去の気象観測資料に基づき、適切な数値計算モデルによって得られる熊本県沿岸域全域の「想定される最大規模の台風により起こされる高潮、高波」のことをいう。

「想定最大高潮」に対して、「沿岸域の特性に応じた適切な整備水準」に基づく海岸保全施設の整備と、行政、住民などが一体となった防災・減災のための仕組みづくりを中心としたソフト対策を、バランス良く一体的・総合的に進めていく。

※ 過去に熊本県に影響を与えた5つの主要台風を、様々なコースにくまなく走らせるシミュレーションを実施し、その結果から抽出される各地点における最大値を「想定最大高潮」とした。高潮の数値計算モデルとしては、浅い海域における高潮現象の再現が可能な熊本大学滝川研究室のモデルを使用した。なお、温暖化の進行などにより「想定最大高潮」を越える高潮が発生する可能性も皆無ではないことも認識する必要がある。
(資料編参照)



(3) 施設整備の目標「沿岸域の特性に応じた適切な整備水準」

熊本県では、沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づくとともに、ソフト対策と一体となった施設整備を推進する。

整備水準は以下に示す2つの条件を満たすものとする。

- 条件1 台風18号(平成11年9月)の高潮災害を防止するために必要とした八代海湾奥での施設規模と同等の安全度を確保する。(整備水準相当高潮)
- 条件2 費用対効果に見合った事業費・規模により整備する。(投資する費用と防災効果の比率が1:1以上)

(4) 侵食対策の目標

侵食により著しく背後地に被害が予想される海岸においては、必要な侵食防止を図るものとする。

(5) 防護に関する施策

基本方針及び(2)～(4)に基づき、防護に関して以下の施策を推進する。

① 海岸保全施設整備の推進

沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づき、必要な施設を、背後地の重要性、緊急性などを勘案しつつ計画的に整備する。

整備に当たっては、沿岸に位置する砂浜、岩礁、海岸林などが有する自然の防護機能の活用や、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努めるとともに、自然環境や良好な景観へできる限り影響が少なくなるよう配慮する。

② 「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実

海岸における潮位などの防災情報を関係市町に伝達するとともに、防災関係、ライフライン、報道の各機関や地域住民などと共有し、防災活動に活用するために、「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実を図る。

③ 高潮ハザードマップ作成支援

沿岸市町による高潮ハザードマップの作成を支援するために、高潮が発生する可能性の高い地域や高潮による浸水範囲を把握するために必要な情報及び、より効果的なマップとするための住民参加などの策定手法についての情報を関係市町に提供する。

④ 「高潮に関するホームページ」の機能充実

高潮に関する日常的な啓発・広報、災害・防災情報などの情報拠点とするために、「高潮防災に関するホームページ」の機能充実を図る。併せて、海岸の環境保全や利用についての情報も発信する。

⑤ 関係機関による各種イベント等の開催

高潮に対する防災・減災に対して関心を持ってもらうために、関係機関と連携を図りながら、最新情報や体験の場を提供する各種イベントなどを開催する。

⑥ 防災関係機関対象の防災講習会実施

高潮災害に対し適切な対応を行うための知識や技術の取得に向けた講習会を開催する。

⑦ 高潮防災訓練等の実施

防災関係機関や地域住民の防災意識や技術を持続するために、高潮防災訓練などを実施する。

⑧ 自主防災組織の活性化支援

地域住民の自主防災組織の組織率の向上と組織の活性化に向け、市町村・県民を対象としたパンフレット、ビデオ、手引きの作成、自主防災組織活性化セミナーの開催などにより支援を図る。

⑨ 地域防災計画の充実

沿岸市町の防災活動の指針である「地域防災計画」に対し、高潮対策を盛り込む市町の増加や内容の充実を図られるよう情報提供を行う。

⑩ 海岸保全施設の機能維持

海岸保全施設について、関係機関や地域住民と連携・協力を図りながら適切な管理を行う。また、必要に応じて施設の点検を行い、老朽化した海岸施設や閉塞樋門の機能回復を図るために維持補修や改修を行う。その場合においても、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努める。

事例：②「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実（H16.6.14 一部運用開始）



※ このシステムでは、潮位、風向・風速の他にも、気象、雨量、河川水位、土砂災害危険度情報、ダム情報などの防災情報をインターネットで一元的に発信している。うち、気象、潮位、河川水位、土砂災害危険度情報については、メールなどで市町村へ送信する。

事例：④「高潮に関するホームページ」の機能充実（H16.4.7 運用開始）



※ 熊本県の沿岸における高潮のシミュレーションを行うことができるホームページで、高潮に関する情報と合わせて高潮に対する理解が深まるような仕組みになっている。

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

基本方針に基づき、環境に関して以下の施策を推進する。

① 多様な生物の生育・生息環境への配慮

多様な生物の生育・生息する藻場や干潟、砂浜をはじめとした豊かな自然環境に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

なお、整備に当たっては、「環境影響評価法」、「熊本県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度や本県が独自に導入している「熊本県環境配慮システム」などの環境配慮の手続きを実施する。

また、防護、利用と調和を図りながら、喪失した自然の再生に向けた取組みを推進する。

② 良好な海岸景観への配慮

リアス式海岸、多島海、白砂青松海岸、干潟など、良好な海岸景観に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

なお、整備に当たっては、「熊本県景観条例」に基づく「公共事業景観形成指針」を遵守する。

③ 環境教育の展開

行政機関、地域住民、学識経験者、教育機関などの連携も図りながら、観察会、清掃活動、イベント、情報提供などを通して環境教育を展開する。

④ 環境保全に向けた海岸管理

海浜への車両乗り入れ、ゴミの不法投棄、油流出事故などの海岸環境に負荷を与える行為に対処するため、行政機関や地域住民などと連携を図った海岸管理に努める。



良好な海岸景観(鬼海ヶ浦)



ウミガメ保護の看板(天草市牛深地区)

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

基本方針に基づき、利用に関して以下の施策を推進する。

① 多様な海岸利用への配慮

漁業、レジャー・スポーツ、憩いの場、学習の場などの多様な海岸利用に配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

② 海岸における快適性・利便性の向上

誰にでも利用しやすい海岸へのアクセス路、休憩施設、わかりやすい案内標識などのユニバーサルデザインを取り入れた海岸保全施設を整備するなど、海岸における快適性・利便性の向上に努める。

③ 海岸利用のマナー向上

多くの人々が有効に海岸を利用できるように、マナー向上のための啓発活動を実施する。

④ 学習・教育の場としての海岸の利用

自然体験学習や防災教育など、学習・教育の場として海岸を利用する。

⑤ 情報の提供による海岸の利用促進

ホームページなどを活用し、レジャー・イベント情報やアクセス情報などの海岸に関する情報の発信・提供を行い、海岸の利用を促進する。



海岸へのアクセス路
(砂月海水浴場)



案内標識(白鶴浜海水浴場)

第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

本計画の第2編で定めた「海岸保全に関する基本的な事項」を推進するため、海岸保全施設の整備について、以下の事項を別表及び別図に記載する。

ただし、区域、記載事項については、現在施設整備を実施している箇所・事項もしくは今後実施が想定される箇所・事項を記載しており、今後、施設の整備に当たり区域、記載事項の変更が生じることが想定されるため、その場合は適宜見直しを実施する。

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、海岸背後の宅地、農地、道路などに対して被害の発生が想定されるなど、海岸保全施設の新設、改修や維持・補修などが必要な箇所で、別表及び別図に設定した区域とする。必要に応じて区域などの見直しを実施する。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置などについては、別表及び別図に記載している。実施に当たっては、社会情勢や技術開発の進歩などを考慮しつつ、行政機関、地域住民、学識者経験などの意見も聴取しながら、適切な海岸保全施設の整備手法の採用に向けて具体的な検討を行い、その結果記載事項に変更が生じる場合は見直しを実施する。

(1) 海岸保全施設の種類

現在の海岸保全施設もしくは今後整備が想定される施設の種類を記載する。実施に当たっては、海象や地形などの各種条件、環境・景観への配慮、背後の土地利用状況、周辺の整備内容、行政機関、地域住民、学識経験者などの意見により総合的に施設の種類を決定する。

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設の規模は、整備地区毎の施設延長及び代表天端高[※]を示すものとする。

※天端高：構造物の最上端の高さ

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、施設整備を行う地区、地名及びその区域を示すものとする。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設については、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区域、施設の種類、規模、配置は、別表及び別図のとおりとする。

4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域及びその状況は、海岸保全施設の整備によって高潮・高波などによる災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用状況などを示すものとし、別表及び別図のとおり設定する。

第4編 海岸保全基本計画の実施にむけて

本計画において、天草西沿岸における現況の特性を整理、課題を抽出し、それに基づき、社会と自然が共生する海岸を目指した「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」という基本理念と防護、環境、利用の基本方針を定め、実現に向けた施策を示した。

行政機関、地域住民、学識経験者などとの連携・パートナーシップにより実効的かつ効果的に計画を推進することが重要であり、また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら施策を実施するものとする。

ここでは、計画の実施に向けて留意すべき事項について記載する。

1. 関連計画との整合性の確保

「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」をはじめとして、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画と整合性を確保する。

2. 地域住民の参画

海岸保全基本計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、海岸保全基本計画が実効的かつ効果的に執行できるよう、策定段階、実施段階を通じて適宜地域住民の参画を得る。

3. 情報の収集、公開、共有化

海岸の防護、環境及び利用について、調査や研究及び情報の収集に努めるとともに、事業計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する効果や影響を必要に応じて示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。また、情報の共有化を進めるための取組みを検討・実施する。

4. ハードとソフトが一体となった総合的な海岸保全の推進

より効果的に海岸保全を推進するために、各施策間の連携を図りながらハードとソフトが一体となった総合的な施策の進め方を検討する。

5. 既存施設の有効活用

適正な維持管理を行いつつ既存施設を有効に活用することにより、コスト削減や環境への負荷の軽減などに努める。

6. 計画の見直し

海岸保全の推進に向け、各施策の実施状況、海岸保全に関する技術の進歩、社会状況の変化などを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しに取り組むものとする。

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《天草西沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域			ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
1	大ノ浦海岸	天草市久玉町字大ノ浦地先～字萩原地先	(建)	護岸消波工突堤		0.32		0.32		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
2	牛深漁港海岸(勝先地区)	天草市久玉町勝先地先	(水)	護岸		3.12		3.12	天草市の一部		住宅地、その他	高潮対策			
3	牛深漁港海岸(久玉地区)	天草市久玉町新久玉～明石地先	(水)	護岸消波工		2.49		2.49	天草市の一部		住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地の越波・飛沫被害を防止するため、護岸、消波工等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
4	牛深漁港海岸(大池田地区)	天草市牛深町大池田地先	(水)	護岸		0.68		0.68	天草市の一部		住宅地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
5	牛深港海岸	天草市牛深町地先	(港)	護岸		0.59	3.2 ~ 5.0	0.59	3.2 ~ 5.0		天草市の一部	住宅地、商業業務地	高潮・ 侵食対策		
6	牛深漁港海岸(舟津地区)	天草市牛深町舟津地先	(水)	護岸		0.61		0.61	天草市の一部		住宅地、商業業務地、その他	高潮対策	高潮による背後地の越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
7	牛深漁港海岸(白瀬地区)	天草市牛深町字白瀬地先	(水)	護岸		0.33		0.33	天草市の一部		住宅地、工業地、その他	高潮対策			
8	砂月漁港海岸(出の串地区)	天草市牛深町出の串地先	(水)	護岸		2.02		2.02	天草市の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
10	井出迫海岸(井出迫地区)	天草市牛深町字井手口地先	(建)	護岸突堤		3.66		3.66			天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《天草西沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等								ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性		
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容	
11	砂月海岸	天草市牛深町字砂月地先	(建)	護岸突堤		0.54	4.0 ~ 5.0	0.54	4.0 ~ 5.0	別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、その他	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
12	砂月漁港海岸(砂月地区)	天草市牛深町字米淵地先	(水)	護岸		0.76		0.76			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策		
13	小森水ヶ浦海岸	天草市牛深町字水ヶ浦地先	(建)	護岸		0.39		0.39			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策		
14	砂月漁港海岸(小森地区)	天草市牛深町小森地先	(水)	護岸		0.99		0.99			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策		
15	砂月漁港海岸(米淵地区)	天草市牛深町字米淵地先	(水)	護岸		0.44		0.44			天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策		
16	米淵海岸	天草市牛深町南米淵地先	(農)	護岸		0.10	4.0 ~ 5.5	0.10	4.0 ~ 5.5		天草市の一部	農用地		高潮対策		
17	米淵海岸	天草市牛深町字南米淵地先	(建)	護岸		0.43		0.43			天草市の一部	住宅地		高潮対策		
18	牛深漁港海岸(春道地区)	天草市牛深町西ノ俣地先	(水)	護岸		0.58		0.58			天草市の一部	住宅地		高潮対策		
19	牛深漁港海岸(天附地区)	天草市牛深町字中天附～字西ノ俣地先	(水)	護岸		0.83		0.83			天草市の一部	住宅地		高潮対策		
20	牛深漁港海岸(長手地区)	天草市牛深町長手～字六田地先	(水)	護岸		0.64		0.64			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策		

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《天草西沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域			ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等							ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
21	牛深漁港海岸 (須口地区)	天草市牛深町字新開地先	(水)	護岸		0.63	4.0 ~ 5.5	0.63	4.0 ~ 5.5	別 図 参 照	天草市の一部	住宅地	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門、樋門については、定期的な点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
22	大首海岸	天草市牛深町字外大首地先	(農)	護岸		1.05		1.05			天草市の一部	農用地		侵食対策	
23	大島漁港海岸	天草市牛深町字大島地先	(水)	護岸		0.56		0.56			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
24	桑島海岸	天草市牛深町字桑島～字蚕崎地先	(建)	護岸		0.7	4.0 ~ 5.5	0.7	4.0 ~ 5.5		天草市の一部	その他(離島)		高潮対策	
25	茂串漁港海岸	天草市牛深町茂串地先	(水)	護岸		3.69		3.69			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
26	天草港海岸 (魚貴港区・高手地区)	天草市高手地先	(港)	護岸、離岸堤		1.45		1.45			天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策	
27	天草港海岸 (魚貴港区・浦越地区)	天草市浦越地先	(港)	護岸		2.15		2.15			天草市の一部	住宅地、工業地、農用地		高潮対策	
28	天草港海岸 (魚貴港区・向江地区)	天草市向江地先	(港)	護岸		2.10	2.5 ~ 4.5	2.10	2.5 ~ 4.5		天草市の一部	住宅地		高潮対策	
29	里ノ浦海岸	天草市牛深町字念河原地先～天草市魚貴町字后田地先	(農)	護岸		2.24		2.24			天草市の一部	農用地		高潮対策	
30	里ノ浦海岸	天草市魚貴町字倉峠～字東鷲松地先	(建)	護岸突堤樋門		0.53		0.53			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《天草西沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性		
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容	
31	首海岸	天草市魚貫町字首浦～ 字鶯之巣又地先	(建)	護岸		0.57		0.57		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地	・堤防、護岸については、施設の 損傷・劣化等の変状について、 定期的に点検・評価を実施し、変 状の発生位置や劣化の進行段 階に応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、施設 の機能を確保する。 ・水門、樋門については、定期的 に点検等を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査すると ともに、必要に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築 などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の 調和のとれた海岸整備を目指す。	
32	魚貫崎漁港海岸	天草市魚貫崎字池田～ 字鷹巣地先	(水)	護岸		0.75		0.75			天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策		
33	天草港海岸 (亀浦港区・椎場地区)	天草市椎場地先	(港)	護岸		1.36		1.36			天草市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地		高潮対策		
34	天草港海岸 (亀浦港区・砂子地区)	天草市砂子地先	(港)	護岸		0.43		0.43			天草市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地		高潮対策		
35	天草港海岸 (亀浦港区・白石地区)	天草市白石地先	(港)	護岸		1.45		1.45			天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策		
36	四名田海岸	天草市河浦町今富字鬼塚～ 字四名田地先	(建)	護岸 樋門		1.3		1.3			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策		高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、 護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と 調和のとれた海岸整備を目指す。
37	早浦海岸	天草市二浦町早浦字鳥巢～ 字芳の浦地先	(建)	護岸 樋門		2.25		2.25			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築 などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の 調和のとれた海岸整備を目指す。
38	二浦海岸	天草市河浦町二浦地先	(農)	堤防 樋門		1.26		1.26			天草市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策		高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防 等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっ ては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
39	古江海岸	天草市河浦町二浦地先	(農)	堤防、護岸 樋門		0.66		0.66			天草市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築など を実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
40	天草港海岸 (一町田港区)	天草市河浦町白木河内地先	(港)	堤防、護岸		5.15		5.15			天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策		既存護岸の老朽化に伴う施設改良を行う。維持補修や 今後の新設・改良においては防護・環境・利用との調和 を目指す。

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《天草西沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他				
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性			
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容		
41	一町田海岸	天草市河浦町白木河内字向白木～一町田字水の浦地先	(農)	堤防樋門	○	1.97	3.5	4.5	1.97	3.5	4.5	天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
42	釜海岸	天草市河浦町河浦字下新田～字上新田地先	(農)	堤防樋門		1.14		1.14			天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策				
43	天草港海岸(富津港区)	天草市河浦町小島地先	(港)	護岸		4.91		4.91			天草市の一部	住宅地、農用地、その他	・堤防、護岸(人工海浜等)については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門、樋門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
44	崎津漁港海岸	天草市河浦町崎津字小高濱～字小森地先	(水)	護岸		5.47		5.47			天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策			
45	軍ヶ浦漁港海岸	天草市天草町大江地先	(水)	護岸		1.21	2.5	4.5	1.21	2.5	4.5	天草市の一部		住宅地、農用地		高潮対策	
46	無田海岸	天草市天草町大江字無田～字蓮迫地先	(農)	護岸突堤		0.32		0.32			天草市の一部	農用地		侵食対策			
47	大江漁港海岸	天草市天草町大江字横浜～字大曾根地先	(水)	護岸		3.20		3.20			天草市の一部	住宅地		高潮対策			
48	高浜港海岸	天草市天草町高浜地先	(港)	護岸人工海浜(養浜)突堤		1.72		1.72			天草市の一部	住宅地、その他		高潮・侵食対策		高潮・侵食対策として面的防護による施設改良を防護・環境・利用との調和を目指して行う。今後の整備にあたっては環境の保全・再生も含めて検討し、維持補修や今後の新設・改良において防護・環境・利用との調和を目指す。	
49	小田床漁港海岸	天草市天草町下田南地先	(水)	護岸		0.90	4.0	8.0	0.90	4.0	8.0	天草市の一部		農用地		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
50	鬼海ヶ浦海岸	天草市天草町下田字田床地先	(建)	護岸		0.09		0.09			天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策			

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《天草西沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域			ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
51	天草港海岸 (下田港区・下田臨港地区)	天草市天草町下田地先	(港)	護岸		1.26		1.26		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、商業業務地	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波工については、波浪による前面の洗掘やブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
52	天草港海岸 (下田港区・長畑海岸地区)	天草市天草町下田地先	(港)	護岸		0.14		0.14			天草市の一部	住宅地		高潮対策	
53	浜平海岸	天草市天草町下田字大屋敷～字門の迫地先	(建)	護岸		0.28		0.28			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	
54	萱之木海岸	苓北町都呂々字萱之木～下田字大屋敷地先	(建)	護岸 突堤 消波工		1.97		1.97			苓北町の一部	住宅地、その他		高潮対策	
55	小松海岸	苓北町都呂々字黒瀬～字大桜地先	(建)	護岸 消波工		1.46		1.46			苓北町の一部	住宅地、工業地、その他		高潮対策	
56	都呂々漁港海岸	苓北町都呂々字黒瀬～字中の田地先	(水)	護岸		0.93	4.0 ~ 8.0	0.93	4.0 ~ 8.0		苓北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
57	都呂々港海岸	苓北町都呂々地先	(港)	堤防、護岸		0.26		0.26			苓北町の一部	住宅地、農用地		高潮・ 侵食対策	
58	竹の迫海岸	苓北町都呂々字沖ノ田～字立見地先	(建)	護岸 消波工		0.34		0.34			苓北町の一部	住宅地、商業業務地、工業地、その他		高潮対策	
59	年柄海岸	苓北町内田字瓶の迫～字年柄地先	(建)	護岸 突堤 消波工		0.99		0.99			苓北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
60	白木尾海岸	苓北町富岡～志岐字内田地先	(建)	護岸		1.25		1.25			苓北町の一部	住宅地		高潮対策	

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《天草西沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
61	富岡漁港海岸	苓北町富岡字新富～字烏帽子崎地先	(水)	護岸 離岸堤		2.25		2.25		別 図 参 照	苓北町の一部	住宅地	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的 に点検・評価を実施し、変状の発 生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な 維持・修繕に努め、施設の機能 を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)について は、波浪による堤体前面の洗掘 や堤体ブロックの移動・散乱・沈 下等について、定期的に点検・ 評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。 ・消波工については、波浪による 前面の洗掘やブロックの移動・ 散乱・沈下等について、定期的 に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適 切な維持・修繕に努め、施設の 機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築 などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用 の調和のとれた海岸整備を目指す。
62	富岡北海岸	苓北町富岡字元袋地先	(農)	護岸		0.4	4.0 ~ 5.0	0.4	4.0 ~ 5.0		苓北町の一部	住宅地、農用地		高潮対策	
63	富岡港海岸	苓北町富岡地先	(港)	護岸		6.39		6.39			苓北町の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その 他		高潮対策	
64	志岐漁港海岸 (紺屋町地区)	苓北町志岐字町辻～ 字紺屋地先	(水)	緩傾斜護岸 離岸堤		1.43		1.43			苓北町の一部	住宅地、農用地、 その他	高潮対策	高潮による背後地の越波・飛沫被害を防止するため、面 的防護方式により護岸及び離岸堤の整備を行い、必要 な防護施設を確保する。整備に当たっては、環境、利用 と調和のとれた海岸整備を目指す。	
65	志岐漁港海岸 (浜の町地区)	苓北町志岐字ハツ尾原～ 字町辻地先	(水)	緩傾斜護岸 離岸堤		0.64		0.64			苓北町の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
66	釜海岸	苓北町上津深江字東太田～ 志岐字ハツ尾原地先	(建)	護岸 消波工		0.78		0.78			苓北町の一部	住宅地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、 緩傾斜護岸の整備を行う。整備に当たっては、隣接する 漁港海岸とともに景観に配慮し良質な海岸空間の創出 を図りたい。	
67	上津深江港海岸	苓北町上津深江地先	(港)	護岸		1.00	4.0 ~ 5.5	1.00	4.0 ~ 5.5		苓北町の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
68	野々木河内海岸	苓北町上津深江字野々木河内 ～ 字釜の下地先	(建)	護岸 消波工		0.49		0.49			苓北町の一部	住宅地、農用地、 その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築 などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用 の調和のとれた海岸整備を目指す。	
69	坂瀬川漁港海岸 (川向地区)	苓北町坂瀬川字中郷～ 字嫁入川地先	(水)	護岸		1.55		1.55			苓北町の一部	住宅地、農用地、 森林	高潮対策		
70	坂瀬川漁港海岸 (和田地区)	苓北町坂瀬川字西折山～ 字和田地先	(水)	護岸		0.77		0.77			苓北町の一部	住宅地	高潮対策		

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《天草西沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
71	唐人岩海岸	苓北町坂瀬川字小富士～字上の西折山地先	(建)	護岸消波工		0.63		0.63		別 図 参 照	苓北町の一部	住宅地、その他	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的 に点検・評価を実施し、変状の発 生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な 維持・修繕に努め、施設の機能 を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)について は、波浪による堤体前面の洗掘 や堤体ブロックの移動・散乱・沈 下等について、定期的な点検・ 評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。 ・消波工については、波浪による 前面の洗掘やブロックの移動・ 散乱・沈下等について、定期的 に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適 切な維持・修繕に努め、施設の機 能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築 などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の 調和のとれた海岸整備を目指す。
72	西川内漁港海岸 (長崎浜地区)	苓北町坂瀬川字赤崎～字桃迫地先	(水)	護岸		0.64		0.64	苓北町の一部		住宅地、農用地、 その他	高潮対策			
73	西川内漁港海岸 (風月地区)	苓北町坂瀬川字風月～字赤崎地先	(水)	護岸		0.66		0.66	苓北町の一部		住宅地	高潮対策			
74	天草港海岸 (二江港区)	天草市五和町通詞地先	(港)	護岸、突堤		0.83		0.83	天草市の一部		住宅地、商業業務 地、農用地、その 他	高潮・ 侵食対策			
75	通詞島海岸	天草市五和町二江字島頭～二江字島尻地先	(農)	護岸消波工		2.41		2.41	天草市の一部		住宅地、農用地 その他	侵食対策			
76	二江漁港海岸	天草市五和町二江字島中地先	(水)	護岸 離岸堤		2.30		2.30	天草市の一部		住宅地	高潮対策			
77	大田迫海岸	天草市五和町二江字富貴迫～鬼池地先	(建)	護岸 消波工		1.39		1.39	天草市の一部		農用地、その他	高潮対策			
78	引坂漁港海岸	天草市五和町鬼池字番山～字沖ノ丸地先	(水)	護岸		1.53		1.53	天草市の一部		住宅地、農用地、 その他	高潮対策			
79	宮津漁港海岸	天草市五和町鬼池字友地先	(水)	護岸		1.06		1.06	天草市の一部	住宅地、商業業務 地、その他	高潮対策				
80	鬼池港海岸	天草市五和町鬼池地先	(港)	護岸		1.96		1.96	天草市の一部	住宅地、その他	高潮対策				

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《天草西沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他						
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)			施設規模(計画)			施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性			
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)			地域	状況		防護施策	内容		
81	大島漁港海岸	天草市五和町大島地先	(水)	護岸		2.09	4.0	~	5.5	2.09	4.0	~	5.5	別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的 に点検・評価を実施し、変状の発 生位置や劣化の進行段階に 応じて長寿命化を図るなど、適切な 維持・修繕に努め、施設の機能 を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築 などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の 調和のとれた海岸整備を目指す。
82	向海岸	天草市五和町御領字波瀬～ 長崎地先	(建)	護岸		0.47				0.47					天草市の一部	農用地、その他		高潮対策	

沿岸名：天草西沿岸

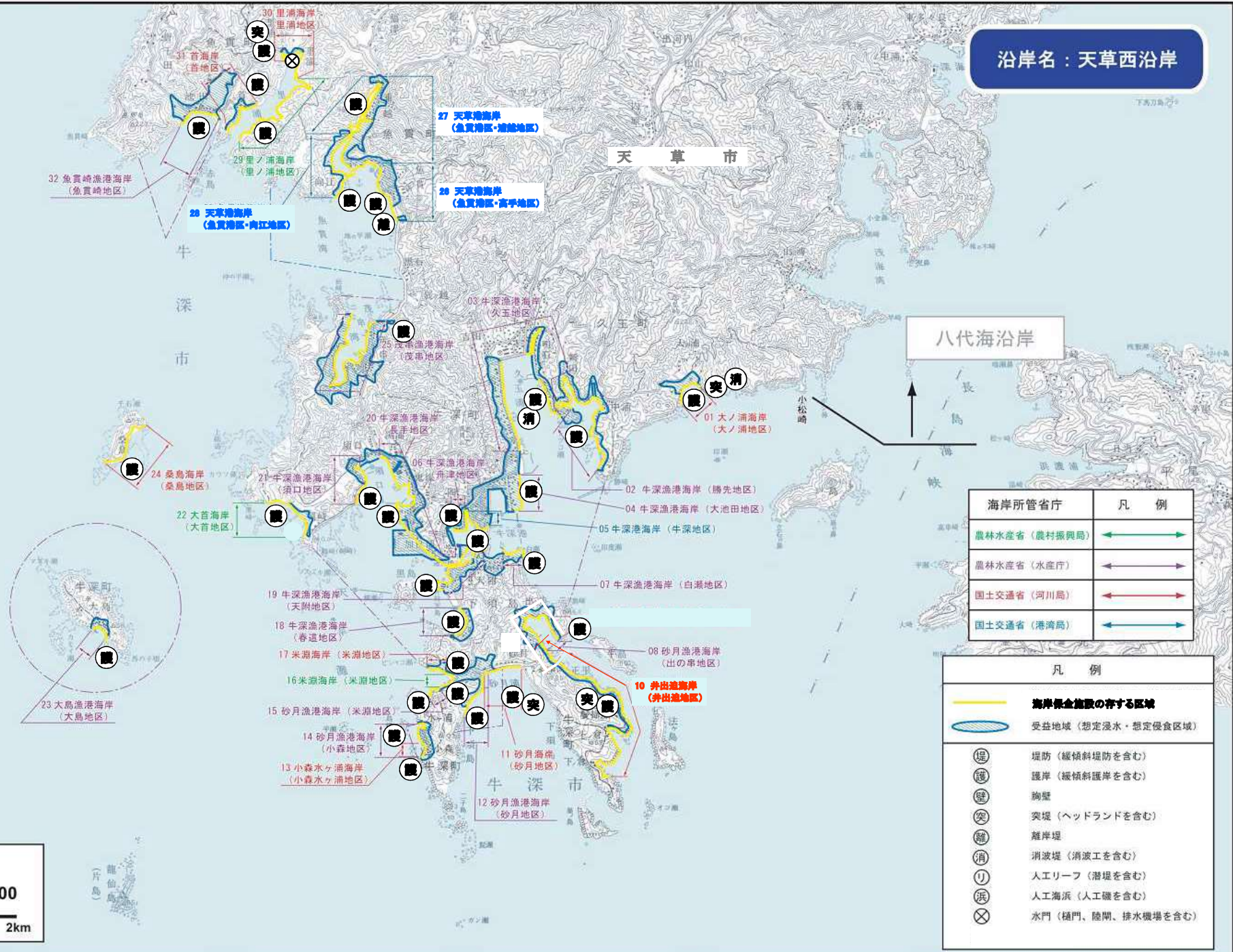
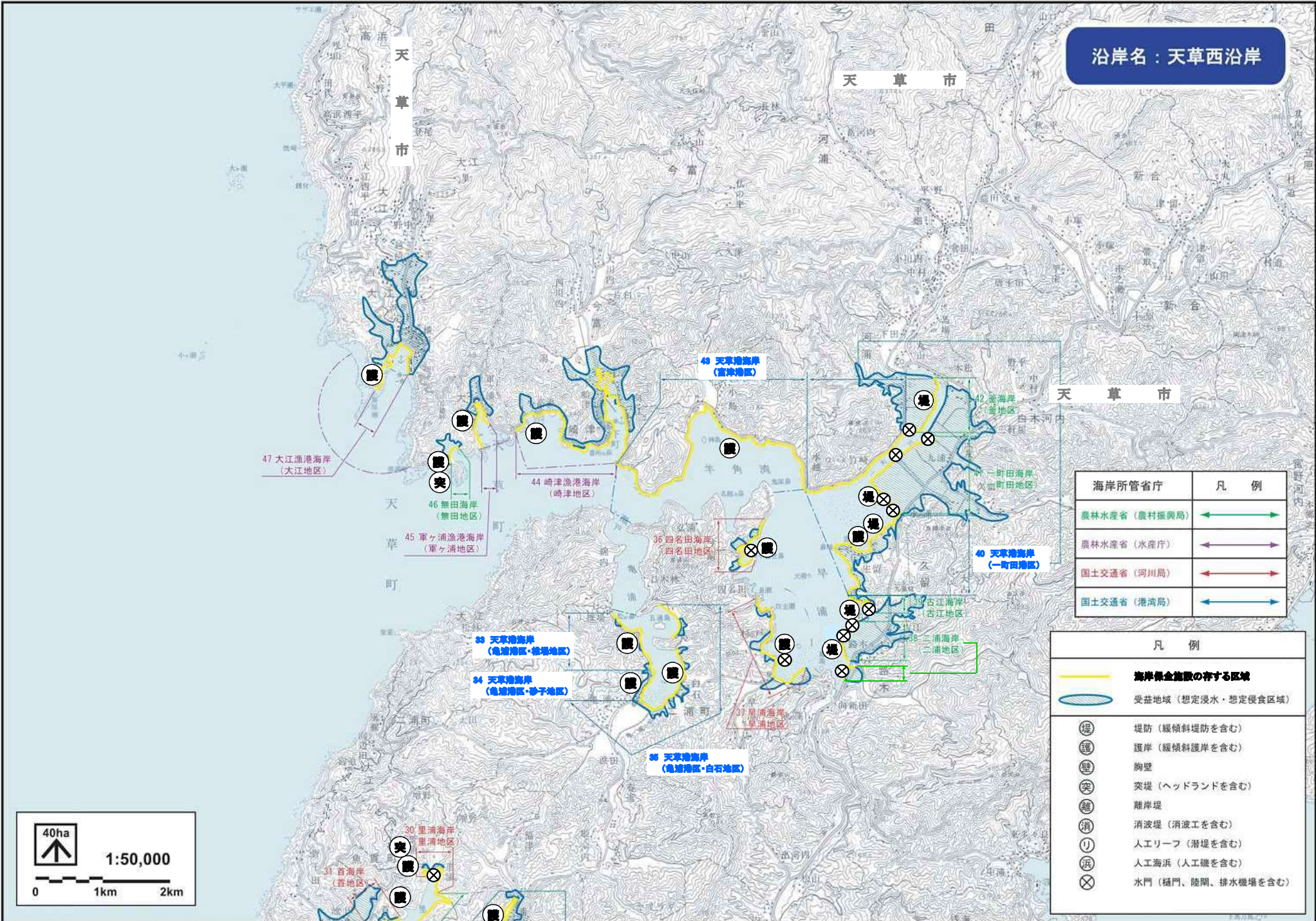


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：1/4
 「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：天草西沿岸



海岸所管省庁	凡例
農林水産省（農村振興局）	←→
農林水産省（水産庁）	←→
国土交通省（河川局）	←→
国土交通省（港湾局）	←→

凡例	
	海岸保全施設の存する区域
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	人工海浜（人工磯を含む）
	水門（樋門、陸間、排水機場を含む）

図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：2/4
 「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：天草西沿岸

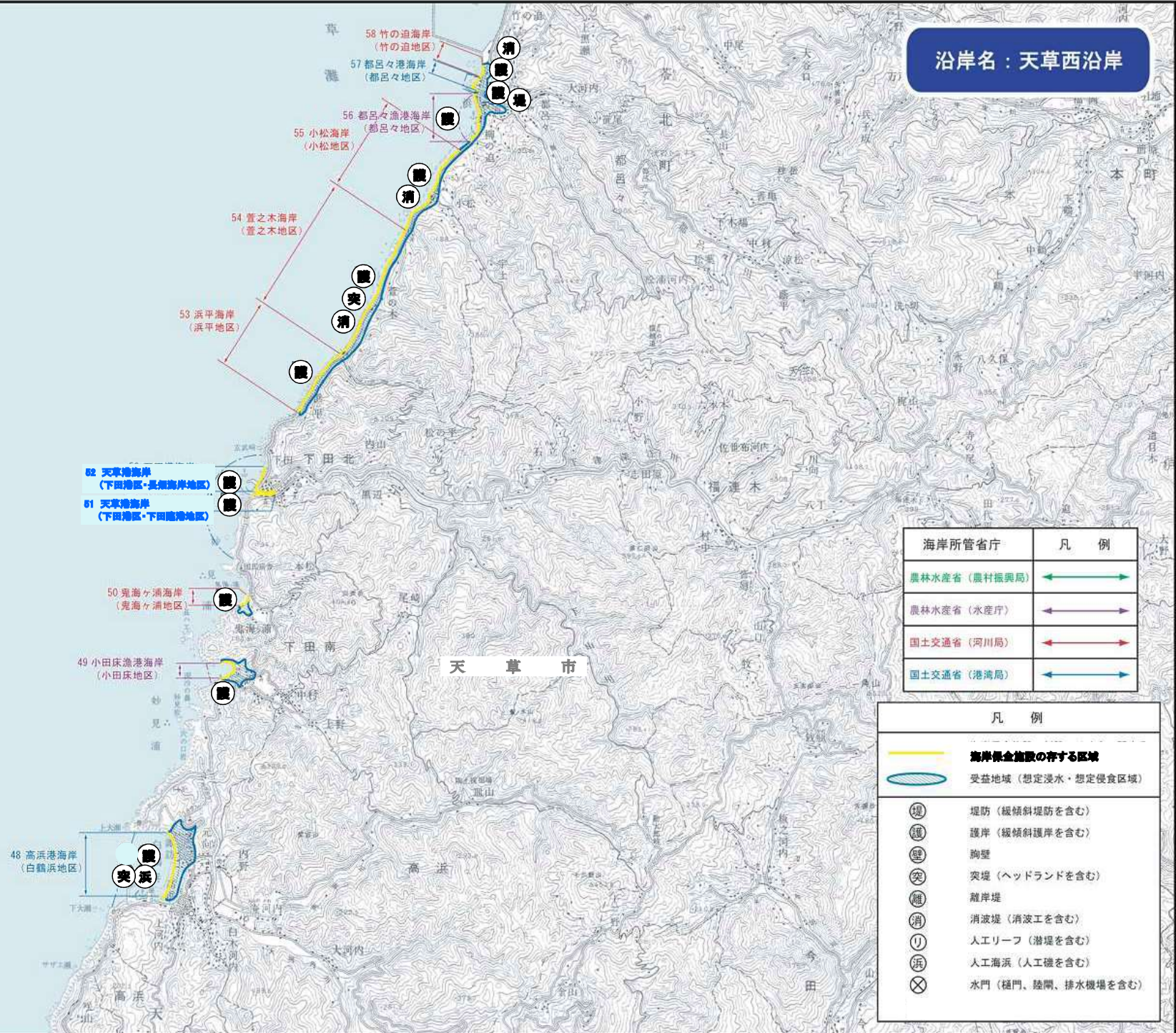


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：3/4
 「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：天草西沿岸

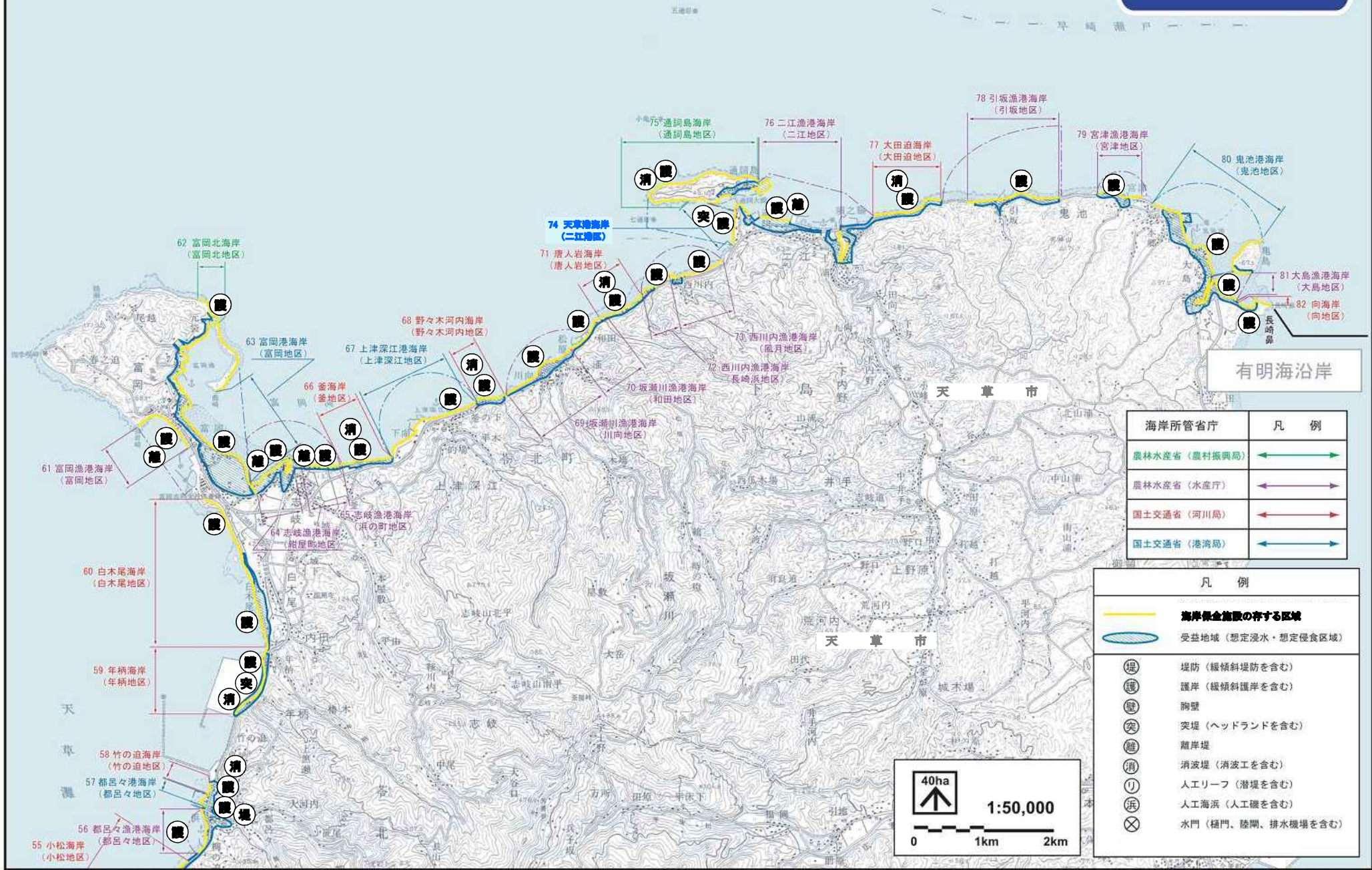


図 海岸保全施設の種類の、規模、配置及び受益の地域：4/4
 「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」